

## 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(平成一五年四月二五日法律第三号)

### 一、提案理由(平成一四年三月二六日・衆議院厚生労働委員会)

坂口国務大臣 ただいま議題となりました駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法は、前者が本年五月十六日限りで、また、後者が本年六月三十日限りで失効することとなっております。

しかしながら、駐留軍関係離職者及び漁業離職者につきましては、今後においても、国際情勢の変化等に伴い、なおその発生が予想されることから、所要の見直しを行った上で、両法を延長することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、その内容を御説明申し上げます。

第一に、駐留軍関係離職者等臨時措置法について、有効期限を五年延長し、平成二十年五月十六日までとするとともに、近年の利用実績等を踏まえ、駐留軍関係離職者が事業を開始する場合の資金の借りに係る雇用・能力開発機構の援護業務を廃止することとしております。

第二に、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を五年延長し、平成二十年六月三十日までとすることとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしておりますが、雇用・能力開発機構の援護業務の廃止に関する部分は平成十六年三月一日から施行することとしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

### 二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一五年四月三日)

中山成彬君 ただいま議題となりました駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、駐留軍関係離職者及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、本年五月十六日限りで失効する駐留軍関係離職者等臨時措置法及び本年六月三十日限りで失効する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ五年延長しようとするものであります。

本案は、去る三月二十日に本委員会に付託され、同二十六日に坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、四月一日に質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院厚生労働委員長報告（平成一五年四月一八日）

金田勝年君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

本法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限をそれぞれ五年延長する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、駐留軍関係離職者等に対して特別措置を講じる必要性、離職者の現状と今後の発生見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。